



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)
号外第 44 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (42) (業務効率推進課) 3

公布された規則のあらまし

◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県の行政組織の見直しに伴い所要の規定の整備を行うとともに、規則の簡素化を図るため、個別の専決事項等は、知事が別に定めることとする等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 原子力安全対策室の新設その他の組織改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 個別の専決事項及び委任決裁事項は、知事が別に定めることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 関係する規則について、所要の改正を行う。

規則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県規則第42号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 委任決裁 知事の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時知事に代わって自己の名において決裁することをいう。	(4) 委任決裁 <u>第6条の規定による</u> 知事の権限に属する事務の一部の委任を受けて、常時知事に代わって自己の名において決裁することをいう。
(5)～(11) 略	(5)～(11) 略
(12) 総室内室長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる総室内室の長をいう。	(12) 総室内室長 組織規則第6条の表課及び総室 内室の欄に掲げる <u>経営支援室、通商物流室、人材 育成確保室、労働政策室、雇用就業支援室、企業 立地推進室、新事業開拓室、次世代環境産業室、 産学官連携室、林政企画室、県産材・林産物需 要拡大室、森林づくり推進室及び全国植樹祭準備 室</u> の長をいう。
(13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる <u>原子力安全対策室、市町村税制支援室、給与室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、法人施設指導室、自立支援室、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、エネルギーシフト戦略室、水環境保全室、全国都市緑化フェア室、企画調整室、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室</u> の長をいう。	(13) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる <u>市町村税制支援室、給与室、まんが王国 とっとり推進室、山陰海岸世界ジオパーク推進室、福祉指導支援室、自立支援室、地域支え愛推進室、がん・生活習慣病対策室、感染症・新型インフルエンザ対策室、医療人材確保室、グリーン ニューディール推進室、水環境保全室、企画調整室、農村整備室、水産振興室、用地室及び高速道路推進室</u> の長をいう。
(14) 会計担当職員 組織規則第16条第7項第3号に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。	(14) 会計担当職員 組織規則第16条第7項に規定する課長補佐（これに相当する職の職員を含む。）のうち当該課の長があらかじめ定めた職員をいう。ただし、課長補佐を置かない場合にあっては、当該課の長があらかじめ定めた上席の職員をいう。

<p>(15) 及び(16) 略</p> <p>(17) 局長 組織規則第5条第2項の規定により置かれる部内局の長並びに組織規則第6条の表の第3欄に掲げる経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室の長（以下「総室長」という。）をいう。</p> <p>(18) 課長 組織規則第6条の表の第3欄に掲げる課の長（総室長を除く。）、総室内室長及び組織規則第16条第7項第2号に規定する副官房長をいう。</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 総合事務所内局長 組織規則第22条の表の第2欄に掲げる<u>局等</u>の長をいう。</p>	<p>(15) 及び(16) 略</p> <p>(17) 局長又は課長 それぞれ組織規則第16条第6項の規定により置かれる部内局又は課の長をいう。</p>
<p>（知事の決裁事項）</p> <p>第3条 知事の決裁事項は、別表第1の事務処理権限の区分の知事の欄に○印により定めるとおりとする。</p>	<p>（知事の決裁事項）</p> <p>第3条 知事の決裁事項は、別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分の知事の欄に○印により定めるとおりとする。</p>
<p>（専決事項）</p> <p>第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。ただし、総室内室長にあっては、同表の二の6の(三)、四の1の(一)の(3)及び(二)の(2)のイ並びに五の9の(三)に掲げる事項を除く。</p>	<p>（専決事項）</p> <p>第4条 部長、課長及び会計担当職員並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。ただし、部長の専決事項のうち局長が処理することが適当である事項については、それぞれ同表の該当する部長の専決事項を局長の専決事項とみなす。</p>
<p>2 前項の場合において、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室（以下「各総室」という。）にあっては、局長の専決事項を各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除く。）を総室内室長の専決事項とみなす。</p>	<p>2 前項の場合において、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室及び森林・林業総室（以下「各総室」という。）にあっては、局長の専決事項を各総室の長（以下「総室長」という。）の専決事項と、課長の専決事項（別表第1の二6(三)、四1(三)及び五9(三)に掲げる事項を除く。）を総室内室長の専決事項とみなす。</p>
<p>3 部長及び課長の個別の専決事項は、次項に定めるもののほか、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p>	<p>3 部長及び課長の個別の専決事項は、次項に定めるもののほか、それぞれ、別表第2の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。</p>
<p>4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、子育て王国推進局、健康医療局、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の</p>	<p>4 行財政改革局、人権局、地域づくり支援局、子育て王国推進局、健康医療局、くらしの安心局、経済通商総室、雇用人材総室、産業振興総室、市場開拓局、森林・林業総室、農林総合研究所及び水産振興局の事務に係る部長、局長及び課長の個別の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の</p>

	<p><u>専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、各総室にあっては、局長の専決事項を総室長の専決事項と、課長の専決事項を総室内室長の専決事項とみなす。</u></p> <p><u>5 前各項の規定にかかわらず、部長又は局長の専決事項のうち部局間の調整を必要とする重要事項その他統轄監が処理することが適當である事項は、統轄監の専決事項とする。</u></p> <p><u>6 前各項の規定にかかわらず、<u>部長</u>は、<u>部長の専決事項</u>のうち<u>局長</u>が処理することが適當である事項について、<u>局長</u>に専決させることができる。</u></p> <p><u>7 前各項の規定にかかわらず、<u>課長</u>は、<u>別表第1から別表第3までに掲げる事項</u>（<u>課長</u>に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、<u>課内室長</u>に専決させることができる。</u></p> <p><u>8 前項の規定により<u>課長</u>が事務を専決させることとした場合は、速やかに内容を<u>知事</u>に報告するものとする。</u></p> <p><u>9 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2又は別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。</u></p> <p><u>10 第1項の規定にかかわらず、<u>総合事務所長</u>は、<u>同項の共通の専決事項</u>のうち、<u>別表第1の一5(一)(3)イに掲げる事項</u>について、<u>総合事務所内局長</u>に専決させることができる。</u></p> <p><u>11 総合事務所長は、前項の規定により総合事務所内局長に専決させることとしたときは、その内容を速やかに<u>知事</u>に報告するものとする。</u></p>
<p><u>第5条 前条に規定するもののほか、<u>知事</u>は、<u>部長</u>、<u>局長</u>及び<u>課長</u>並びに<u>地方機関の長</u>の個別の専決事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(委任決裁事項)</u></p> <p><u>第6条 <u>知事</u>は、<u>別表第1及び別表第2</u>の事務処理権限の区分の委任決裁権者の欄に○印により定めると</u></p>	<p><u>(委任決裁事項)</u></p> <p><u>第6条 <u>知事</u>は、<u>別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分</u>の委任決裁権者の欄に○印により定め</u></p>

ころにより、その権限に属する事務の一部を当該〇印を付けた者に委任する。ただし、総室内室長にあっては、別表第1の三の9、10及び16の(二)並びに七の1の(一)(3)の口に掲げる事項を除く。

2 前項に規定するもののほか、知事は、地方機関の所管に属する事務については、知事が別に定める事項を除き、当該地方機関の長に委任する。

3 前2項に規定するもののほか、知事は、公文書に関する事務のうち特に軽易なもの及び日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）に基づく事務のうち別に規則で定めるものを、別に定める職員に委任する。

るところにより、その権限に属する事務の一部を当該〇印を付けた者に委任する。この場合において、地方機関にあっては、当該事務に係る委任決裁権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。

2 前項の場合において、各総室にあっては、局長の委任決裁事項を総室長の委任決裁事項と、課長の委任決裁事項（別表第1の三の9、10及び16(二)並びに七1(一)(3)の口に掲げる事項を除く。）を総室内室長の委任決裁事項とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、正当決裁権者は、別表第1から別表第3までに掲げる事項（知事並びに部長、局長及び課長に係るものに限る。）のうち特に必要があると認める事項について、正当決裁権者があらかじめ定める職員に正当決裁権者の名において決裁させることができる。

4 前項の規定により部長、局長及び課長が事務を正当決裁権者の名において決裁させることとしたときは、その内容を速やかに知事に報告するものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、知事は、別表第1に掲げる事項（公文書に関する事務に限る。）のうち特に軽易なものについては、正当決裁権者があらかじめ定める職員に委任する。

6 前各項の規定にかかわらず、工事検査に係る事務は、別表第4の種類の欄に掲げる種類ごとに委任決裁権限の区分の委任決裁権者の欄に〇印により定める者の個別の委任決裁事項とする。

7 前各項の規定にかかわらず、日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例（平成20年鳥取県条例第64号）に基づく知事の権限に属する事務の一部は、別に規則で定めるところにより砂丘事務所の職員に委任する。

第7条 前条に規定するもののほか、知事は、部長、局長及び課長並びに地方機関の長の個別の委任決裁事項を定めることができる。

（委任決裁の留保）

第8条 略

（委任決裁の留保）

第7条 略

（委任決裁事項が重複している場合の措置）

第8条 別表第1に掲げる委任決裁事項と別表第2又は別表第3に掲げる委任決裁事項とが重複する場合には、重複する限度において別表第2又は別表第3によるものとする。

(代決)

第9条 略

2 略

3 略

(類推による専決)

第11条 別表第1及び別表第2に掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

別表第1（第3条、第4条、第6条、第11条関係）

一般の事務に係る事務処理権限

事 項		事務処理権限の区分											
種類	内 容	専 決 権 者				委任決裁権者							
		知事	部長	課長	会計担当職員	地力機関	副知事	部長	局長	課長	地力機関		
一 公文書に關する事務	略	5 通達、申請、進達、副本、通知、照会、回答、報告、届出、依頼、協議（二の9に掲げる協議を除く。）、送付又は督促（一）及び（二）略											
	略												
二 事務管理及び庶務に關する事務	略	7 職員以外の者に対する外國府行の依頼（一）総合事務所長に委託された事務に係るもの（二）（一）以外のもの（1）特に重要なもの											
	（1）特に重要なもの	○											

(代決)

第9条 略

2 略

3 第1項の場合において、各総室に係る決裁事項についてでは、同項の表本庁の項中「局長」とあるのは「総室長」と、「主務局長」とあるのは「主務総室長」と、「課長」とあるのは「総室内室長」と、「主務課長」とあるのは「主務総室内室長」とする。

4 略

(類推による専決)

第11条 別表第1から別表第4までに掲げられていない事項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項から類推して専決することができる。

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）

共通事項に係る事務処理権限

事 項		事務処理権限の区分											
種類	内 容	専 決 権 者				委任決裁権者							
		知事	部長	課長	会計担当職員	地力機関	副知事	部長	局長	課長	地力機関		
一 公文書に關する事務	略	5 通達、申請、進達、副本、通知、照会、回答、報告、届出、依頼、協議（二の9に掲げる協議を除く。）、送付又は督促（一）及び（二）略											
	略												
二 事務管理及び庶務に關する事務	略	7 職員以外の者に対する外國府行の依頼（一）特に重要なもの（二）重要なもの											
	（1）特に重要なもの	○ ○											

略

略

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を削り、別表第4を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則等の一部改正)

2 次に掲げる規定中「第6条第1項の」を「第6条又は第7条の」に改める。

(1) 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)第7条第3項第3号エ

(2) 鳥取県公報発行規則(平成5年鳥取県規則第20号)第2条第5号

(3) 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成18年鳥取県規則第89号)第3条第1項、第5条第2項及び第17条

(4) 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第27条

(5) 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)第4条第1項及び第14条

(6) 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)第2条第8項

(7) 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)第9条第2項、第9条の2第1項、第21条第2項及び第31条

(8) 鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則(平成17年鳥取県規則第29号)第2条第7号

(9) 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和44年鳥取県規則第21号)第2条

(10) 鳥取県看護職員修学資金等貸付規則(昭和37年鳥取県規則第69号)第4条第3項

(11) 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)第5条第1項第3号

(12) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第14号)第5条第1項第3号

(13) 鳥取県立歯科衛生専門学校学則(昭和57年鳥取県規則第20号)第5条第1項第3号

(14) 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則(平成17年鳥取県規則第119号)第1条

(15) 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則(平成21年鳥取県規則第91号)第1条

(16) 鳥取県薬事法施行細則(昭和37年鳥取県規則第18号)第2条第1項第3号

(17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和58年鳥取県規則第18号)第1条の6

(18) 鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例施行規則(平成20年鳥取県規則第78号)第3条第2項第5号

(19) 鳥取県景観形成規則(平成19年鳥取県規則第7号)第8条

(20) 鳥取県食品衛生法施行細則(昭和49年鳥取県規則第52号)第7条及び別表第2の3の(9)

(21) 鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)第6条

(22) 鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第78号)第19条

(23) 鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和46年鳥取県規則第18号)第3条第2項

(24) 鳥取県宅地建物取引業法施行細則(昭和40年鳥取県規則第34号)第3条

(25) 鳥取県建築基準法施行細則(昭和48年鳥取県規則第34号)第9条第1項

(26) 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第60号)第2条第1項

(27) 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅の認定に関する規則(昭和49年鳥取県規則第61号)第2条第1項

(28) 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)第4条及び第13条第1項

- (29) 鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）第4条第3項
 (30) 鳥取県立高等技術専門校規則（昭和45年鳥取県規則第6号）第2条第2項及び第4条第1項第6号
 (31) 鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第3条第1項
 (32) 国営土地改良事業特別徴収金徴収条例施行規則（平成19年鳥取県規則第6号）第2条
 (33) 森林組合検査規則（平成8年鳥取県規則第51号）第1条
 (34) 鳥取県立農業大学校管理規則（昭和59年鳥取県規則第12号）第5条第1項第3号
 (35) 鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第23号）第4条第3項
 (36) 鳥取県漁船法施行細則（昭和26年鳥取県規則第30号）第6条第1項
 (37) 水産業協同組合検査規則（昭和27年鳥取県規則第77号）第1条
 (38) 主要農作物種子法施行細則（昭和27年鳥取県規則第87号）第2条第1項
 (39) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例施行規則（昭和57年鳥取県規則第23号）第6条
 (40) 鳥取県採石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）第5条第1項
 (41) 鳥取県営鳥取空港管理規則（昭和42年鳥取県規則第37号）第1条の2
 (鳥取県建設工事執行規則等の一部改正)

3 次に掲げる規定中「第6条第1項又は第6項」を「第6条又は第7条」に改める。

- (1) 鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第4条

- (2) 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第4条

(鳥取県会計規則の一部改正)

4 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第6条第1項」を「第6条又は第7条」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。

総務部東京本部	総務部東京本部の副本部長
総務部関西本部	鳥取県関西本部観光・情報発信チームのチーム長
総務部行財政改革局職員人材開発センター	総務部行財政改革局職員人材開発センターの課長補佐
生活環境部衛生環境研究所	生活環境部衛生環境研究所の総務課長
生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長
農林水産部農業大学校	農林水産部農業大学校の総務課長
農林水産部農林総合研究所	農林水産部農林総合研究所企画総務部総務担当の主幹、農業試験場作物研究室、園芸試験場果樹研究室、園芸試験場野菜研究室、園芸試験場花き研究室、園芸試験場環境研究室及び園芸試験場生物工学研究室の室長、園芸試験場砂丘地農業研究センターの所長、園芸試験場弓浜砂丘地分場の分場長、園芸試験場河原試験地及び園芸試験場日南試験地の試験地長、畜産試験場肉用牛研究室、畜産試験場育種改良研究室、畜産試験場酪農・飼料研究室、中小家畜試験場養豚研究室及び中小家畜試験場環境・養鶏研究室の室長

附則第3項から附則第8項までを削る。

別表第1の2中「から第7項まで」を削る。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

5 鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「から第8項まで」を削る。

(鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正)

- 6 鳥取県会計管理者等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第13号中「から第8項まで」を削る。
- 第3条第4項中「（同規則別表第1に掲げる事務に関する部分に限る。）」を削り、「同条第1項ただし書」を「同条第3項」に、「同表」を「同規則別表第1」に改める。